

政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関する
フォローアップ研修実施要領の改正等について（案）

1 改正等（案）の内容

- (1) 政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）を資料4（1）のとおり改正する。
- (2) 政治資金監査に関する研修実施細則（平成20年12月10日政治資金適正化委員会委員長決定）を資料4（2）のとおり改正する。
- (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（平成26年3月2日政治資金適正化委員会決定）を資料4（3）のとおり改正する。
- (4) リモート研修実施要領（令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定）（資料4（4））を廃止する。

2 改正等の理由

- (1) 令和4年度よりすべての研修において小テストを恒常的に実施することに伴う規定の追加等。
- (2) 政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領における研修受講者の決定規定について、実務上、研修受講の手続を行うのみであるという実態を踏まえ、事務の効率化の観点から手続規定である旨を明確化。
- (3) 受講希望者の利便の向上及び事務の効率化のための研修事前申込書等の改正
その他所要の改正
- (4) リモート研修に関する事項を政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領に盛り込むことに伴う、リモート研修実施要領の廃止。

政治資金監査に関する研修実施要領

平成 20 年 12 月 10 日
政治資金適正化委員会決定

改正 平成 22 年 12 月 8 日
改正 平成 25 年 6 月 12 日
改正 平成 29 年 3 月 31 日
改正 平成 30 年 8 月 9 日
改正 令和 元年 5 月 1 日
改正 令和 3 年 10 月 21 日
改正 令和 年 月 日

1 研修の目的

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする。

2 研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項の規定による登録政治資金監査人

3 研修の時間及び内容

(1) 研修の時間は全体で 3 時間程度とする。

(2) 講義を 2 時間半程度行う。講義の内容及び時間配分は次のとおりとする。

① 以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を 1 時間程度行う。

- ・「政治資金規正法のあらまし」
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - I. 政治資金監査の目的
 - II. 登録政治資金監査人
 - III. 国会議員関係政治団体

② 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を 1 時間半程度行う。

- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針
 - V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

VII. 政治資金監査報告書

VIII. その他の留意事項

- ・参考資料
- ・「政治資金監査関係法令集」

(3) 講義の終了後、政治資金監査に関する具体的な指針等の内容に関する小テストを実施する。なお、当該小テストの結果により研修の合否判定を行うものではない。

4 研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により研修を実施し、登録政治資金監査人はいずれかの研修を受けるものとする。

(1) 集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) 個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

(3) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

5 研修の受講手続

研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) 研修事前申込書の提出

研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）を記載した政治資金監査に関する研修事前申込書（別紙様式1）（以下「研修事前申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前まで（必着）

② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前まで（必着）（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認するこ

と。)

③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限まで（必着）

(2) 研修受講者への通知

政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。

① 集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講通知書（別紙様式2）を交付する。

② リモート研修 受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。

(3) 政治資金監査研修申込書の提出

集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講通知書を交付された者、リモート研修の場合は受講に必要な情報を通知された者は、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書（別紙様式3）に必要な事項を記入し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 政治資金監査研修受講決定通知書に記載の期日まで（必着）

② 個別研修 研修日当日（持参）

③ リモート研修 予め通知された期日まで（必着）

(4) 政治資金監査研修受講票等の交付

政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修申込書を提出した研修受講者に対して政治資金監査研修受講票（別紙様式4）（集合研修及び個別研修の場合に限る。）及び3の研修資料を交付する。

(5) 研修手数料の取扱い

政治資金適正化委員会は、集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた者、リモート研修の場合は研修資料の交付を受けた者が以下に該当することとなった場合においても、研修手数料を返還しない。ただし、研修の日時・会場・実施方法の変更は認めることとする。

- ・ 自己の責任により研修を受講しないこととした場合
- ・ 自己の責任により研修を途中で中断した場合
- ・ リモート研修において、自己の責任により指定された期間にすべての研修動画（3（2）の講義を内容とした動画という。以下同じ。）の視聴

を終えることができなかつた場合（研修受講者のインターネット通信環境等に障害が発生したことによる場合を含む。）

（6）提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、（1）又は（3）に定める日後に、研修事前申込書又は政治資金監査研修申込書が提出されたときは、その受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）の研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修受講の手続を進めることができるものとする。

6 研修受講者の遵守事項

（1）集合研修・個別研修

研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

（2）リモート研修

研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

7 研修の修了

研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていること及び研修受講者本人による有効な視聴であったことを確認することをもって研修の修了とする。

8 政治資金監査研修修了証書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了者に対し、政治資金監査研修修了証書（別紙様式5）を交付する。

なお、集合研修及び個別研修においては、政治資金監査研修受講票と引き換えに交付する。

9 登録政治資金監査人名簿への登録等

政治資金適正化委員会は、研修修了者について、登録政治資金監査人名簿に研修の修了年月日を付記するとともに、原則として総務省ホームページにおいて研修の修了の有無を公告する。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成20年12月10日から施行する。

ただし、平成20年度に行う研修については、別紙様式1の注意事項に掲げた期日によることなく、別途政治資金適正化委員会事務局が定める期日により取り扱うことができるものとする。

附 則

改正後の実施要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成25年7月15日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和 年 月 日から施行する。

(別紙様式1)

登録時研修（事前申込）

政治資金監査に関する研修事前申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

事前申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登録番号	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

注意事項（「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式 2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査研修受講通知書

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修について、下記のとおり通知します。

記

受 講 者 氏 名	
登 録 番 号	
研 修 日 時	
研 修 会 場	
携 行 品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 3)

収入印紙貼付欄

6千円

消印しないこと

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 宛

申込者 氏名

住所

政治資金監査研修申込書

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	

※「受講者氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「研修会場」は、リモート研修の場合は「リモート研修」と記載すること。

(別紙様式4)

この受講票は、研修会場に持参してください。

政治資金監査研修受講票

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	
携行品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 5)

政治資金監査研修修了証書

(氏 名)

(登録番号) 第 号

上記の者は、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会

委員長

印

政治資金監査に関する研修実施細則

〔平成 20 年 12 月 10 日
政治資金適正化委員会委員長決定〕

改正 平成 22 年 12 月 8 日

改正 令和 3 年 10 月 21 日

改正 令和 年 月 日

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修実施要領（平成 20 年 12 月 10 日政治資金適正化委員会決定。以下「実施要領」という。）の 10 に基づき、以下を定める。

1 研修受講者の取扱い

(1) 集合研修の受講者

① 講義開始後に研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義開始後に研修会場に入場しようとする者に対しては、理由のいかんを問わず、研修の受講を認めない。

② 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

ただし、生理的現象によるやむを得ない場合については、社会的常識の範囲内で取り扱うこととする。

③ 休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者の取扱い

休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

④ その他

以上①から③までに掲げる者で研修の受講を認められなかった者のうち、希望者に対しては、講義の聴講を認める。

ただし、講義を聴講しても実施要領に定める研修修了者とは認められないため、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

(2) 個別研修の受講者

① 研修開始時刻に遅れた者の取扱い

研修開始時刻に遅れた者に対しては、理由のいかんを問わず、研修の受講を認めない。

② 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

ただし、生理的現象によるやむを得ない場合については、社会的常識の範囲内で取り扱うこととする。

③ 休憩後の研修再開時刻に遅れた者の取扱い

休憩後の研修再開時刻に遅れた者に対しては、研修の受講を認めない。

④ 遅刻者に対する特例

研修開始時刻又は休憩後の研修再開時刻に遅れた者であっても、それが軽微な遅れ等で、当該受講者及び他の受講者の研修の実施に支障がないと認められる場合は、研修の受講を認めることができる。

(3) リモート研修の受講者

① 講義中の離席等に係る取扱い

生理的現象等によるやむを得ない離席の必要が生じた場合又はインターネット通信環境等に障害が発生したこと等により途中で研修動画の視聴ができなくなった場合は、ただちに動画の再生を中止し、受講の準備が整い次第、当該中止した時点から再度動画の再生を行い、受講を再開することとする。

② 指定された受講期間に研修動画の視聴が完了しなかった者等に係る取扱い

指定された受講期間に、すべての研修動画の視聴が完了しなかった場合（政治資金適正化委員会において有効な研修動画の視聴と認められなかった場合を含む。）は、当該受講期間に係る研修については、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

- ③ インターネット通信環境等に障害が発生したこと等により研修動画の視聴が完了しなかった者等に係る取扱い

インターネット通信環境等に障害が発生したこと等やむを得ない事由により、指定された受講期間にすべての研修動画の視聴が完了しなかった場合は、上記②にかかわらず、政治資金適正化委員会は別の受講期間を指定し、受講者は新たに指定された期間において再度研修動画の再生を行い、受講を再開することができる。

また、当該別の受講期間においても、インターネット通信環境等の改善が見込めない場合等においては、政治資金適正化委員会は当該受講者に係る研修実施方法を変更して受講日時を指定することとし、当該受講者は新たに指定された受講日時において、研修を受講することができる。この場合において、当該受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了しなければ政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

- ④ 不正行為を行った者に係る取扱い

政治資金適正化委員会において、受講者本人以外による受講等、不正行為が確認された場合は、当該不正行為が行われた研修動画の再生に係る研修については、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

2 研修手数料の取扱い

研修手数料を納付した登録政治資金監査人のうち、研修を修了していない者が、再度研修の受講申込手続きを行う場合にあっては、研修手数料の納付は要しない。

なお、この場合、政治資金適正化委員会は、原則として研修資料を交付しない。

附 則

この細則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

改正後の細則は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の細則は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の細則は、令和 年 月 日から施行する。

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領

平成 26 年 3 月 28 日
政治資金適正化委員会決定

改正 平成 29 年 3 月 31 日
改正 平成 30 年 8 月 9 日
改正 令和 元年 5 月 1 日
改正 令和 2 年 10 月 22 日
改正 令和 3 年 10 月 21 日
改正 令和 年 月 日

1 研修の目的

政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づき、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項に規定する政治資金監査に関する研修で修得した専門的知識をフォローアップする研修（以下「フォローアップ研修」という。）を行うことで、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする。

2 フォローアップ研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

3 フォローアップ研修の実施

政治資金適正化委員会はフォローアップ研修において、次の研修を実施する。

- (1) 政治資金監査実務の基礎知識の定着に資する研修
（以下「再受講研修」という。）
- (2) 政治資金監査実務の向上に資する研修
（以下「実務向上研修」という。）

4 フォローアップ研修の時間及び内容

- (1) フォローアップ研修の時間は全体で 5 時間半程度とする。
- (2) 講義の内容及び時間は、次のとおりとする。

- ① 再受講研修（全体は 3 時間程度、講義時間は 2 時間半程度）

政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）の「3 研修の時間及び内容」と同様とする。

② 実務向上研修（全体は2時間半程度、講義時間は2時間15分程度）

主に以下の内容について講義を行うこととし、詳細は各年度に決定する。

- ・政治資金監査のポイント
- ・政治資金監査の質の向上
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」及び「政治資金監査に関するQ&A」等の改定に伴う政治資金監査制度に関する変更点
- ・演習問題

(3) (2) ①及び②の講義の終了後、政治資金監査に関する具体的な指針等の内容に関する小テストを実施する。なお、当該小テストの結果により研修の可否判定を行うものではない。

5 フォローアップ研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法によりフォローアップ研修を実施する。

(1) 集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

6 フォローアップ研修の受講

フォローアップ研修のうち、再受講研修は特に希望する者が受講するものであるが、実務向上研修はできる限り受講することが望ましい。

7 フォローアップ研修の受講手続

フォローアップ研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) フォローアップ研修受講申込書の提出

フォローアップ研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・リモート研修の別及び受講を希望する研修の日時・会場（リモート

研修の場合は受講希望月) を記載した書面(「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書」(別紙様式1)。以下「フォローアップ研修受講申込書」という。)を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

- ① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前までに郵送、ファックス又は電子メールを送信する方法により提出する(必着)。
- ② リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限内に電子メールを送信する方法により提出する(必着)。

(2) 研修受講者への通知

政治資金適正化委員会は、フォローアップ研修受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、フォローアップ研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。

- ① 集合研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した書面(「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書」(別紙様式2))を交付する。
- ② リモート研修 受講に必要な情報(ID・パスワード、受講可能期間等)を通知する。

(3) フォローアップ研修手数料

フォローアップ研修手数料は無料とする。

(4) 提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、(1)に定める提出期限後にフォローアップ研修受講申込書が提出されたときは、その受講希望日時(リモート研修の場合は受講希望月)のフォローアップ研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に、研修受講の手続を進めることができるものとする。

8 フォローアップ研修受講者の遵守事項

(1) 集合研修

フォローアップ研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(2) リモート研修

フォローアップ研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

9 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するフォローアップ研修受講者に対し、研修受講証明書（別紙様式3）を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様に基づき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、フォローアップ研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

令和2年度におけるフォローアップ研修は、「リモート研修実施要領」（令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定）に基づき実施する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和 年 月 日から施行する。

(別紙様式1)

フォローアップ研修(申込)

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日(送付日)	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄(受講希望日)

	研修の実施日	研修の実施場所(例:東京都)
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

リモート研修の申込記入欄(受講希望月)

	研修の実施月	受講する研修の選択
第1希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修
第2希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること(リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること)。

注意事項 (「注意事項」については、適宜の記載をする。)

(別紙様式2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、下記のとおり通知します。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	(再受講研修) 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 (実務向上研修) 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
研修会場	
携行品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式3)

研修受講証明書

受講者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第19条の30第1項第3号に基づく研修を受講したことを証明する。

記

1 研修名 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修 (〇〇〇〇)

(集合研修の場合)

2 受講日時 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 受講場所

(リモート研修の場合)

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

〇〇.〇〇.〇〇

政治資金適正化委員会
事務局

リモート研修実施要領

〔 令和 2 年 10 月 22 日
政治資金適正化委員会決定 〕

1 研修の目的

インターネットを通じて受講する研修（以下「リモート研修」という。）を実施することにより、登録政治資金監査人に対する研修の受講機会を確保し、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする。

2 リモート研修の対象

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（平成 26 年 3 月 28 日政治資金適正化委員会決定）に定めるフォローアップ研修（「再受講研修」及び「実務向上研修」）を対象とする。

3 リモート研修の実施方法

- (1) インターネットを利用するオンデマンド型の動画配信サービス上に、事前に申込みを行った登録政治資金監査人（政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修（登録時研修）の修了者）に限定して研修動画を公開する。
- (2) 受講者は、政治資金適正化委員会から指定された受講可能期間内に当該動画配信サービスに自らアクセスの上、自宅のパソコン等で研修動画を視聴する。

4 リモート研修の構成等

研修時間及び内容は、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の「4 フォローアップ研修時間及び内容」と同様とし、研修動画の構成は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 再受講研修

個別研修（登録時研修）にて使用している研修動画と同内容とする。

(2) 実務向上研修

画面上に研修スライドを表示した上で、事前に収録したナレーションにより進行する研修動画とする。

5 リモート研修の受講手続

リモート研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) 受講申込書の提出

リモート研修の受講を希望する者は、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修【リモート研修】受講申込書」（別紙様式1、以下「受講申込書」という。）を政治資金適正化委員会が指定する申込期限内に電子メールを送信する方法により政治資金適正化委員会に提出する。

(2) 受講者の決定

政治資金適正化委員会は、受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で受講者を速やかに決定し、受講者登録を行うとともに、各受講決定者に対して受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。

(3) 研修手数料

リモート研修手数料は無料とする。

(4) 申込期限の特例

政治資金適正化委員会は、(1)に定める申込期限後に受講申込書が提出されたときは、その受講可能期間のリモート研修の定員に空きがあり、かつ、当該受講に支障がないと認められる場合に、当該研修の受講手続を進めることができるものとする。

6 受講者の遵守事項

リモート研修の受講者は、政治資金適正化委員会より指定された受講可能期間内に研修を受講しなければならない。また、動画視聴に係る規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会の指示に従わなければならない。

7 修了書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するリモート研修受講者に対し、動画配信サービスにより修了証（別紙様式2）を交付する。なお、動画配信サービス上で修了証が交付できない場合等においては、政治資金適正化委員会は、研修受講証明書（別紙様式3）を交付するものとする。

8 雑則

この要領に定めるもののほか、リモート研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、令和2年10月22日から施行する。

(別紙様式 1)

申込日 令和 年 月 日

政治資金適正化委員会事務局 あて

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修

【リモート研修】受講申込書

氏名	
登録政治資金監査人 登録番号	
登録政治資金監査人証票 証票番号	
メールアドレス	
受講研修	(次のいずれかを□で囲んでください) 再受講研修 / 実務向上研修 / 左記両方
希望受講月	第1希望 月
	第2希望 月
	第3希望 月

注意事項

- (1) 本申込書を政治資金適正化委員会事務局 (Email : tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp) 宛にメール送信してください。
- (2) 「登録番号」は、登録政治資金監査人証票 (カード型) の氏名の下に、「証票番号」は、同証票の左上に記載されている番号です。ご本人確認のため、必ず記入してください。
- (3) 「メールアドレス」は、リモート研修を受講するに当たり、連絡先として使用します (その他の目的のために利用することはありません)。
- (4) 受講可能期間は、受講希望月の1日 (受講月開始後の申込みの場合は登録日) から月末までです。

⋮

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式2)

修了証

受講者氏名 _____

以下の講座を修了したことを証明します。

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修(〇〇〇〇)

政治資金適正化委員会事務局

※修了証は、動画配信サービスの仕様による。

(別紙様式 3)

研修受講証明書

受講者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づく研修を受講したことを証明する。

記

- 1 研修名 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修 (〇〇〇〇)
 - 2 受講方式 リモート研修方式
 - 3 受講完了日 令和〇年〇月〇日
- ⋮

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

〇〇. 〇〇. 〇〇

政治資金適正化委員会
事務局

※A4 サイズ、カラー、地紋印刷。必要に応じて適宜の記載をする。